

① 障害者政策と条例制定の充実について

本町における障害者政策については、「障害者基本法」に基づき「第4次障害者計画」を策定。「障害者総合支援法」に基づき、「第5期障害者福祉計画」及び「児童福祉法」並びに「第1期障害児福祉計画」を策定し、支援の提供体制と成果目標など決め、共生社会の実現のために取り組んでおられます。一方政府では、2015年に、「障害者差別解消法」が施行され、更なる合理的配慮の実現や不均等待遇や差別的扱いの禁止が求められており、自治体への取り組みも開始し住民へ少しずつ周知されつつあります。しかし、法令改正や条例が制定しても未だなお、障がい児者を取り巻く様々なゆゆしき問題が全国で発生しております。その一つである「障害者雇用水増し問題」は、当該者にとって怒りを禁じえない屈辱的、人権無視の大きな問題でありました。そこで本町の障がい児者を取り巻く様々な問題解決や「すべての人が生きやすいまち・長与町」の今後の対応策をお聞きします。

- (1) 1点目に、全国で「手話言語条例」が推進されております。聴覚障害者にとってかかせない「手話」は言語であり、社会と通じる重要な会話の一つの手段として使用されています。「手話言語条例制定」について本町の考えをお伺いします。
- (2) 2点目に、法令を遵守し司る中枢の行政初め全国自治体で、「障害者雇用水増し問題」が発生しました。本町でのこれまでの状況や現況についてお聞きします。
- (3) 3点目に、本町での「障害者差別解消法」の周知状況についてお聞きします。

② パートナーシップ制度について

長崎市が県内初の「性的少数者（LGBT）のカップルを公的パートナーと認める制度である「パートナーシップ制度」を来年度までに導入しますが、本町での性的少数者への制度導入についてお聞きします。

③ 男女混合名簿について

小、中学校での「男女混合名簿」について、現在の社会的多様性の状況を鑑みると早い時期からの、小、中学校の対応が望まれます。導入に向けた考えをお伺いします。